

# 日本気候リーダーズ・パートナーシップ メンバー企業会員規約

## 第1条 (Japan-CLP の定義及び目的)

日本気候リーダーズ・パートナーシップ(「Japan Climate Leaders' Partnership (Japan-CLP)」。以下「Japan-CLP」という)は、脱炭素社会への移行に先陣を切ることを、企業にとってのビジネスチャンス・次なる発展の機会と捉え、企業の意図を国内の行政・市民・産業界及び国際社会等に向けて発信すること(以下「本目的」という)を目的とする企業ネットワークである。

## 第2条 (会員規約の適用)

この会員規約(以下「本会員規約」という)は、Japan-CLP の活動及び、メンバー企業間及び Japan-CLP 事務局との関係の一切に適用される。

## 第3条 (用語の定義)

本会員規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- ①活動内容 本会員規約に基づき、Japan-CLP が実施する[第5条]活動
- ②メンバー企業 本会員規約に基づく会員契約を Japan-CLP 事務局と締結し、活動内容を実施する者
- ③会員契約 本会員規約に基づき、Japan-CLP 事務局とメンバー企業との間に締結される、活動内容に関する契約
- ④Japan-CLP 事務局 [第20条]にて定め、Japan-CLP の事務局業務[第21条]を行う組織
- ⑤担当者 当該メンバー企業における活動内容の実施に関して Japan-CLP 事務局からなされるすべての通知の連絡先
- ⑥ユーザ ID メンバー企業とその他の者を識別するために用いられる符号
- ⑦パスワード ユーザIDと組み合わせでメンバー企業とその他の者を識別するために用いられる符号
- ⑧個人認証情報 ユーザIDとそのパスワードとの組み合わせであって、利用権限が認識されるのに足りる情報
- ⑨個人認証 個人認証情報を用いて利用権限が確認されること
- ⑩活動実施用設備 活動内容を実施するにあたり、Japan-CLP 事務局が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

## 第4条 (メンバー企業の資格、会員契約の成立)

1. メンバー企業は、以下の各号全ての要件を満たす必要がある。
  - (1) 第1条に定める本目的に賛同すること
  - (2) 法人であること
  - (3) 主たる活動が日本国内であること
  - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力により事業活動を支配されていないこと
  - (5) 役員又は従業員に、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に所属する者のいないこと
  - (6) Japan-CLP 事務局からの連絡が可能な電話番号及びメールアドレスを有すること
  - (7) その他、Japan-CLP が定めるメンバー企業としての資格を有していること
2. Japan-CLP への入会申し込みをした者は、入会申し込みを行った時点で、本会員規約の内容に同意したものとみなす。
3. 会員契約は、メンバー企業となることを希望する者が Japan-CLP 所定の入会申込書を Japan-CLP 事務局に提出した時点で成立するものとする。  
なお、事前に、全メンバー企業の同意を得るものとする。

## 第5条 (活動内容)

1. Japan-CLP は以下の活動を実施する。活動内容の具体的な名称、内容、仕様等はメンバー企業が合意の上で別途定めるものとする。
  - (1) 本目的に関連する会議・イベント等の実施
  - (2) 本目的に関連する提言・メッセージ等の作成と、その対外的な発信
  - (3) 本目的に関連するメンバー間、及び対外的な情報交換
2. Japan-CLP は、活動内容の実施にあたり、各内容に応じて、その都度、参加人数、参加者の資格、参加手続その他の手続、条件を定めることがあり、メンバー企業はその手続、条件を遵守するものとする。

## 第6条 (活動参加費)

1. Japan-CLP が行う活動にかかわる費用および Japan-CLP 事務局の運営に関する費用は、メンバー企業が活動参加費として均等に負担する。
2. 活動参加費は、Japan-CLP 事務局が提案し、メンバー企業と Japan-CLP 事務局が合意の上で定めるものとする。
3. 年度途中に入会する場合は、活動参加費を12で除し、会員として在籍する月数を乗じた金額を納入するものとする。
4. 活動参加費は、メンバー企業と Japan-CLP 事務局の合意の上で定めた期限までに Japan-CLP 事務局の指定する銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振込手数料は、すべてメンバー企業の負担とする。
5. Japan-CLP 事務局がメンバー企業より受け取った活動参加費は、7項に定める場合を除き、これを返還しないものとする。
6. Japan-CLP 事務局は、国内外の政府機関その他の組織・団体等からの Japan-CLP に対する支援の程度、メンバー企業数、活動内容その他一切の事情を考慮の上活動参加費を提案するものとし、また、定期的に活動参加費の額を見直すものとする。
7. 活動参加費に変更が生じる場合、メンバー企業と Japan-CLP 事務局との協議・合意の上で、その取り扱いを決定するものとする。

## 第7条 (費用負担)

メンバー企業は、メンバー企業による活動内容の実施に要する交通費、海外渡航費、宿泊費、食事代、通信費その他一切の実費を自らが負担するものとする。ただし、メンバー企業以外の第三者より費用負担の申し出があった場合はこの限りではない。

## 第8条 (有効期間)

本会員規約に基づくメンバー企業としての資格の有効期間(契約期間)は、入会申込日の翌月1日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日

の2週間前までに、メンバー企業又はJapan-CLP事務局から相手方に対し書面による通知がない場合には、本会員規約と同一の条件でさらに契約期間を1年間更新するものとし、それ以後も同様とする。

#### 第9条 (担当者、参加者)

1. メンバー企業は、Japan-CLP の定める方法により、当該メンバー企業における担当者を届け出るものとする。
2. [第5条第1項(1)]に規定する会議・イベント等の参加者の資格は、現に、当該メンバー企業の役員又は従業員である者に限るものとする。ただし、担当者からの申出があった場合であって、当該メンバー企業以外の第三者について、以下の要件を満たす法人(以下「グループ企業」という)であると当該メンバー企業が判断した場合は、運営に支障がない範囲内において、当該グループ企業の役員又は従業員がこれらのイベント等に参加することがあるものとする。この場合において、グループ企業(その参加者を含む)が本会員規約に違反する等により、他のメンバー企業、Japan-CLP事務局その他の者に損害を与えた場合は、当該メンバー企業は、当該グループ企業と連帯して一切の責任を負うものとする。
  - ① 当該メンバー企業と出資、人事、資金、取引等の関係を通じて、財務又は営業方針に関して影響を与えることができる法人であること
  - ② 第4条第1項の要件を満たす法人であること
  - ③ 第1条に定める本目的に賛同する法人であること
3. 本会員規約の適用にあたっては、[第5条第1項(1)]に規定する会議・イベント等の参加者の行動はすべて当該担当者の行動とみなされ、当該担当者の行動については当該メンバー企業が一切の責任を負うものとする。

#### 第10条 (個人認証情報の管理)

1. メンバー企業及びJapan-CLP事務局は、活動内容を実施するためにJapan-CLP事務局がメンバー企業にユーザID及びパスワードを割り当てた場合、割り当てたユーザID及びパスワードの不正使用の防止に努め、個人認証情報を、第三者に譲渡し、共有し、貸与し、開示し、使用を許諾し又は漏洩等してはならないものとする。メンバー企業は、自己の個人認証情報の管理について、一切の責任を持つものとする。
2. メンバー企業は、自己の個人認証情報を失った場合は、直ちにJapan-CLP事務局に申し出るものとし、Japan-CLP事務局の指示に従うものとする。
3. メンバー企業の個人認証を経た活動内容の実施及びそれに伴う一切の行為は、当該実施や行為がメンバー企業自身の行為であるか否かを問わず、メンバー企業による実施及び行為とみなす。
4. メンバー企業は、メンバー企業の個人認証情報が他者に使用されたことによって当該メンバー企業が被る損害については、当該メンバー企業の故意過失の有無にかかわらず、Japan-CLP事務局の責任を問わない。
5. 前項の損害が、Japan-CLP事務局の責めにより生じたことが明らかな場合は、Japan-CLP事務局はメンバー企業に対し、実際に生じた損害額を負担する。

#### 第11条 (変更の届出)

1. メンバー企業は、Japan-CLPへ届け出た法人名、所在地、代表者、担当者、連絡先その他入会申込書のメンバー企業に関わる事項に変更が生じた場合、速やかにJapan-CLPが定める方法により変更手続きをとるものとする。
2. メンバー企業は、前項に定める届出の不備、変更手続きの不履行、遅延などによりメンバー企業が不利益を被ったとしても、Japan-CLP事務局にはいかなる責任も問わない。

#### 第12条 (秘密保持)

1. メンバー企業及びJapan-CLP事務局は、活動内容の実施を通じて知り得た他のメンバー企業及びJapan-CLP事務局の秘密情報(以下「秘密情報」という)を、秘密として保持し、当該相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者(他のメンバー企業を含む)に対して開示、漏洩し、複製、複写、翻案又は翻訳等してはならず、また、Japan-CLPが定める目的以外に使用してはならない。ただし、相手方から事前に書面による承諾を受けた場合、及び、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。
  - ① 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - ③ 相手方から提供された情報によらず、独自に開発した情報
  - ④ 自己の責によらないで公知となった情報
2. 前項にかかわらず、メンバー企業及びJapan-CLP事務局は、秘密情報のうち、法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は官公署に対して開示することができるものとする。この場合、Japan-CLP事務局は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に対して通知し、また、開示前に通知できない場合は開示後速やかにこれを行うものとする。
3. 本条に定めるメンバー企業及びJapan-CLP事務局の義務は、会員契約終了後も存続するものとする。

#### 第13条 (知的財産権等)

1. 活動内容の実施に関してJapan-CLP事務局から提供される情報、報告書、資料等の一切(以下「資料等」という)に関する著作権法上の各権利(著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む)、商標ないし意匠登録を受ける権利その他の知的財産権は、メンバー企業又は第三者が従前から保有していた権利を除き、Japan-CLP事務局又は資料等の提供元に帰属するものとする。
2. Japan-CLPの活動により新たに生じた著作物等の知的財産権は、Japan-CLPに帰属するものとする。
3. メンバー企業は、Japan-CLPの活動を通じて入手したJapan-CLPの活動内容に関する資料等を本目的のために使用することができ、また、複製、翻案することができるものとする。

#### 第14条 (譲渡等の禁止)

メンバー企業は、Japan-CLPの同意がある場合を除き、メンバー企業としての地位、本会員規約に基づく権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、売買し、名義変更し、承継させ、使用権を設定し、質権の設定その他担保に供する等できないものとする。

#### 第15条 (事務局業務の中断等)

1. Japan-CLP事務局は、以下のいずれかに該当する場合には、メンバー企業への事前の通知又は承諾を要することなく、事務局業務の全部又は一部

を中断することがある。

- (1) 活動実施用設備等の保守を緊急に行う場合
  - (2) Japan-CLP 事務局が利用している電気通信事業者・提携事業者の設備等の保守を緊急に行う場合
  - (3) 火災、地震、洪水、戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により活動内容の実施ができない場合
  - (4) その他、運用上又は技術上、活動内容の中断が必要と Japan-CLP 事務局が判断した場合
2. 前項各号のいずれか、またはその他の事由により活動内容の実施の遅延又は中断等が発生し、これに起因してメンバー企業または第三者が損害を被った場合は、その負担について Japan-CLP 事務局とメンバー企業が協議するものとする。

#### 第16条 (免責)

1. メンバー企業は、当該メンバー企業自らの活動内容の実施についての行為とその結果について一切の責任を負うものとし、Japan-CLP 事務局に、活動内容の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し何らの保証も求めない。
2. メンバー企業は、当該メンバー企業自らの活動内容の実施に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。

#### 第17条 (退会)

メンバー企業は、退会日の2週間前までに Japan-CLP 所定の手続きを行うことにより、退会することができる。その際、[第6条]に従ってすでに納入された活動参加費は、原則として返還されない。

#### 第18条 (メンバー企業資格の喪失)

メンバー企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、Japan-CLP はメンバー企業のメンバー企業としての資格を取り消すことがある。

- ①入会申し込みにおいて虚偽の事実を申告した場合、記入漏れがあった場合
- ②活動参加費の支払いを怠った場合
- ③支払停止又は支払不能となった場合
- ④手形又は小切手が不渡りとなった場合
- ⑤差押、仮差押、仮処分、競売の申立、滞納処分その他これに準ずる処分を受けた場合
- ⑥破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停その他倒産関連諸法に基づく申し立てを受け、又は自ら申し立てた場合、もしくは、私的整理を開始した場合
- ⑦解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- ⑧監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合
- ⑨Japan-CLP または活動内容の名誉または信用を著しく損なう行為があったと認められる場合
- ⑩故意又は過失により Japan-CLP に損害を与えた場合
- ⑪第4条に定める入会資格を失った場合または入会資格のないことが判明した場合
- ⑫本規約の重大な違反行為があった場合
- ⑬その他、他の全メンバー企業がメンバー企業として適当でないと判断した場合

#### 第19条 (メンバー企業名の開示、提言等の公表)

1. Japan-CLP 事務局は、他のメンバー企業及び第三者に対して、メンバー企業の法人名称を、WEB その他の方法によりメンバー企業である旨を開示する。この際にメンバー企業が掲載を希望する場合は、メンバー企業のメッセージを法人名称とともに Japan-CLP 事務局が掲載することがあるものとする。
2. 本目的のために対外的に提言・メッセージ等を公表・発信する場合、その内容及び公表時期を、メンバー企業および Japan-CLP 事務局が合意の上行うものとする。
3. メンバー企業が Japan-CLP の組織名を用いて活動を行う場合は、事前に Japan-CLP の了承を得るものとする。

#### 第20条 (事務局)

Japan-CLP は、Japan-CLP 事務局を設置する。Japan-CLP 事務局は公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)が担当する。

#### 第21条 (事務局業務)

Japan-CLP 事務局は以下の業務を行う。

- (1) 本目的に関連する会議・イベント等の企画、開催、運営に関する活動支援
- (2) 本目的に関連し、対外的に発信する提言・メッセージ等の作成・公表・発信に関する活動支援
- (3) 本目的に関連する情報の提供
- (4) メンバー企業への通知や案内等、及び、メンバー企業から Japan-CLP への問合せ等の窓口
- (5) 活動参加費の管理およびメンバー企業に対する実績報告

#### 第22条 (規約の変更)

1. メンバー企業全社の3分の2以上の同意によって、会員規約の内容を変更することができる。この場合、活動内容の実施条件は、変更後の会員規約による。
2. 変更後の会員規約は、別途定める場合を除いて、前項による変更が決定した時点から効力を生じるものとする。

#### 第23条 (準拠法、合意管轄)

1. 活動内容に関する準拠法は日本法とする。
2. 活動内容に関するメンバー企業と Japan-CLP 事務局との間の争いについては、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第24条 (信義誠実)

本会員規約に定めのない事項又は本会員規約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、メンバー企業、Japan-CLP 事務局共に誠意をもって協議し、信義に則して解決する。

#### 附 則

1. 本会員規約は、2012年4月1日より実施する。
2. 本会員規約の変更は、2012年3月26日にメンバー企業の議決により、承認・発効された。
3. 2014年8月1日改定
4. 2016年9月20日改定

## 2017年度Japan-CLP 活動内容及び料金表

Japan-CLP メンバー企業会員規約第5 条及び第6 条に関し、Japan-CLP の2017年度の活動内容及び年会費を下記の通り定める。

### 【活動内容】

- (1) 本目的に関連する会議・イベント等の実施
- (2) 本目的に関連する提言・メッセージ等の対外的な発信
- (3) 本目的に関連するメンバー間、及び対外的な情報交換

### 【活動参加費】

2017年4月1日から2018年3月31日までの年間活動参加費：  
金 1,200,000 円(消費税別途)